

第1回 鳥取市移動等円滑化協議会 議事録

- 1 日 時 令和3年11月26日(金) 10:00～11:30
- 2 場 所 鳥取市役所 本庁舎6階 会議室6-5、6-6、6-7、6-8
- 3 出席者 谷本 圭志委員 水田 憲夫委員 田中 節哉委員 岡 享弘委員
池本 薫理委員 萩原 由紀子委員 藪田 和利委員 諸家 紀子委員
山下 芳江委員 国森 浩委員 橋本 孝之委員 岡 周一委員
中村 敦子委員 渡辺 浩委員 河越 良二委員 岸本 梓委員
下田 敏美委員 曾川 書考委員 山田 晋吾委員 野坂 明正委員
森山 倫男委員 小田原 聡志委員 井筒 博明委員 西尾 佳子委員
野間 陽介委員 浅井 俊彦委員(代理:富田 恵子) 武田 敏男委員
鹿田 哲生委員 竹間 恭子委員 橋本 浩之委員 平井 圭介委員
岡 和弘委員 岸本 吉弘委員
- 欠席者 石川 真澄委員

4 議題

- (1)バリアフリーマスタープラン策定に伴う概要について
(2)スケジュールについて

5 議事

事務局

定刻となりましたので、ただいまより、第1回鳥取市移動等円滑化協議会を開催いたします。本日はお忙しいところ、本協議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本委員の皆様には、コロナ感染症防止対策にご協力いただきまして、大変感謝しております。

本日の進行を務めさせていただきます都市整備部都市企画課の永井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、協議会の委員の方で、鳥取県聴覚障害者協会の諸家様にご出席いただいております。本会議には、手話通訳の森原様、和田様のご協力をお願いしており、皆様にお願いがご

ざいます。手話通訳の方が、通訳されますので、ご発言につきましては、ゆっくりとした口調でいただきますようお願いいたします。

この後は、着座にて進行させていただきます。

まず、配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。本日は、事前にお送りいたしました【資料1 バリアフリーマスタープラン作成に伴う概要について】及び【資料2 策定スケジュール】、また別に、【会議次第】、【配席表】、【市民アンケート】をお配りしております。お手元に資料をお持ちでない委員の方は、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日の協議会の進行につきましては、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

委嘱状につきましては、本来初開催となる本日に、委員の皆様へ、委嘱状をお渡しすることが、本意ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策により、あらかじめ皆様へ委嘱状をお送りさせていただいております。そのため、委嘱状の交付については割愛させていただきます。

さて、本日は第1回の協議会で、初顔合わせでございますので、深澤市長に出席いただいております。ここで開催に先立ちまして、深澤市長よりご挨拶申し上げます。

深澤市長

皆さんおはようございます。

市長の深澤でございます。

今日は大変お忙しい中、第1回の鳥取市移動等円滑化協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、ご出席いただいております皆様方におかれましては、日頃より、鳥取市政の推進に格別なるご理解・ご協力いただいております。この場をお借りいたしまして、心より感謝申し上げます。

さて、鳥取市は、従来からバリアフリー化の促進に取り組んでいるというところがございます。平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されているところでありまして、また、平成30年には、平成18年に制定をされました高齢者障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が改正をされまして、一部令和2年度末に施行され、今年の4月から全面的に施行されたところでありまして。

また、鳥取市は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、共生社会ホストタウンに選定をされているところでありまして。

鳥取市は、これから誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指しているところでありまして、こういった状況の中で鳥取市はこの改正バリアフリー法に位置づけられておりますバリアフリーマスタープランを策定いたしまして、これからさらにユニバーサルデザインのまちづくり、また、心のバリアフリーの進めて参りたい

と、このように考えておるところであります。

ご案内のようにこのバリアフリー化を面的に促進していこうということになりますと、関係者・関係機関との連携を密にしていくということが、欠かせないと考えているところがあります。

それから、本年度・来年度にかけて、このマスタープランを策定させていただきたいと思っておりますし、またこれは令和5年ぐらいになるでしょうか、予定では、基本構想も併せて策定を進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

どうか皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

深澤市長ありがとうございます。

大変申し訳ございませんがここで深澤市長は次の公務の為退席いたします。

次に委員の紹介をいたします。恐れ入りますが、委員の紹介につきましては、事務局で紹介いたしますので、その場でご起立いただき、お名前を言っていただきご着席いただきたいと思います。委員の紹介をさせていただきます。

…(委員紹介)

続きまして委員の皆様の本日の出席報告をさせていただきます。委員の環境大学石川教授1名が、本日所要により欠席でございます。

本日は、全委員34名のうち代理出席を除いて、32名の委員の皆様にご出席いただいております。本協議会要綱第7条第2項の規定による過半数の定員に達しておりますので、本協議会が成立していることをここに報告いたします。

次に、本協議会の会長の選出に入ります。本協議会を第6条第2項により、会長は委員の互選によって定めるとございます。大変恐縮ではございますが、あらかじめ事務局でお願いさせていただいております。学識でございます鳥取大学の谷本委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(一同拍手)

ありがとうございます。

ご同意いただきましたので、谷本委員に会長をお願いしたいと思います。会長の選出が終わりましたので、ここで会長からご挨拶をいただきたいと思っております。谷本会長よろしく願いいたします。

会長

皆さんおはようございます。

鳥取大学の谷本でございます。

コロナの第6派が来るかどうかということが、日本全体での関心事でもあって、今回の会議もこういった対面での開催ができるかなと危惧していましたが、コロナの陽性者が、鳥取県ですとしばらくでておらず、非常にいい状態で開催ができ、ありがたいなと思っております。

ただ一方で、コロナ感染症が始まってから、今回の委員会のトピックである移動については、その移動が、ぱったりとなかなか外出がなくなったということがあって、交通事業者もそうですし、あと移動に関して色々ご縁がある業種もほとんどだと思いますが、ビジネス的にもご苦労されていると思います。

ただ人の足の復活とか、需要が戻るのをずっと待っているのではなくて、ある意味せつかくの機会ですので、このタイミングでこういうバリアフリーの再点検、改善を考えたり、計画を作ったりするには、ある意味いいタイミングだったのかなと思っています。

そういったことで、ぜひ皆様方には、このコロナの中で色々思いつく事、色々と駅とか施設とかを見ていただいて、普段感じていることなど、ぶつけていただけたらいいのかなと思っております。

ただバリアフリーも、先ほど市長からご挨拶があったように、進化というか色々視点が増えてございます。以前は物理的なバリアフリーということで、この解消を勤めていましたが、今調べてみますと、制度的なバリアフリーですとか、文化とか情報等のバリアフリーとか、意識とか心理的なバリアフリーということで、非常に多面的にバリアを解消しましょうということになってきています。そういったことで、色んな視点、色んな方々からご意見をいただかなきゃいけないということもありまして、この会議のメンバーの多さがそれを表してまして、非常に多くの方にご参加いただく会議になっています。おそらく、鳥取市の中で、最大規模ぐらいになるのかなと思っています。ということで本会議の会長として收拾がつく会議なのかなということを、懸念していますけども、一方で、色んな方々が普段感じているバリア、例えば私が感じるバリアは、皆さんが感じるバリアではないとか、他人が感じるバリアは、自分が感じたことがないとか、そういうことが多数あるかと思っておりますので、そういったことを共有する場としても、機能すればいいのかなと思っています。

是非意見を言うだけではなく、自分が知らないバリアを知っていただく機会として、この会議も活用していただいて、その上で、色々計画の中に盛り込んでいただければ、良い計画ができ上がるのかなと思っております。

おそらく拙い司会になるかと思っておりますけども、皆様方で建設的な意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。

次に、代理出席委員の承認に移ります。

本協議会要綱第7条第3項により、第3条第1項第6号及び7号に指定する委員の職務

を代理するものがあらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理な者の出席を当協議会への出席をもって、当該委員の出席とみなすとされております。

谷本会長、ご承認いただけますでしょうか。

会長

はい。結構です。

事務局

ありがとうございます。

ただいまの承認を受けまして、本日の出席委員は33名となりますので、よろしくお願ひします。

次に、副会長の指名に入ります。

本協議会要綱第6条第2項により、副会長は委員のうちから会長が指名するものとされておりますので、会長から指名をお願いいたします。

会長

本日ご欠席ではありますけども、鳥取環境大学の石川委員にお願いをしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局

石川委員におかれましては、本日、講義のためご欠席でございますが、石川委員にはあらかじめ事務局からお願ひし、了承いただいております。

委員の皆さんにおかれましては、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、これから先の議事進行は会長が議長となり進めさしていただきたいと思ひます。谷本会長、よろしくお願ひいたします。

会長

今日は、第1回目ですので意見がどうかそういう世界ではなくて、どういった世界感でこのバリアフリーのマスタープラン策定を考えていらっしゃるのかということ、事務局より説明していただいて、ご不明な点等がございましたら皆さんから意見をいただくと、そういう会議なのかなと思っております。

時間も限られておりますので早速ですけども、議事(1)バリアフリーマスタープラン策定に伴う概要について、事務局より説明をお願いします。

事務局

都市計画課徳田でございます。

座って説明させていただきます。

まず私からは、鳥取市でのバリアフリーマスタープランの策定に先立ちまして、今までの取り組みや経緯について、ご説明をさせていただきます。その後担当の方より概要内容について、皆様のお手元にあります資料のご説明をさせていただきます。

まず、鳥取市ではバリアフリーに関する取り組みとして、福祉部で、地域福祉計画である第2期障がい福祉児童福祉計画、第6期障がい福祉計画といった計画を策定し、誰もが住みなれた家庭や地域で、助け合い支え合いながら生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりに向けて取り組んでいるところでございます。

また、平成14年に都市整備部におきましては、鳥取市交通バリアフリー基本構想を策定し、中心市街地活性化基本計画と連携しながら、鳥取駅から県庁までの範囲を重点地区として位置付け、JR鳥取駅やバスターミナル、それから道路等の各管理者、特にバス事業者や、タクシー事業者であります方のノンステップバスや低床型のバス、それから福祉タクシー等の導入など、各事業者の方の協力をいただき、現在バリアフリー化を推進している状況でございます。

冒頭市長の方からのご挨拶にもありましたが、このバリアフリーマスタープランの制度が新たに創設をされたことにより、国の方の補助金で支援をいただけることから、今回策定に至ったものです。

これを受けて、本市では、従前の基本構想を現在の最新の基準に適合するよう改定する必要がありますので、対象となる地域の拡大や、計画にバリアフリー化をさらに推進することを目的として、高齢者や障がい者、子育てのお母様方など、容易に移動ができ誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、本バリアフリーマスタープランを策定したいと考えているものです。

この概要につきまして、この後担当の方より説明をさせていただきます。

事務局

都市企画課の田中といたします。

座って説明させていただきます。

それでは、バリアフリーマスタープラン策定に伴う概要についてということで、資料1を使いまして、説明をさせていただきますと思います。

資料1の1ページ目が目次となっております。説明は、2ページ目のバリアフリーマスタープランに基づくバリアフリー法について少し説明をいたします。バリアフリー法の趣旨としましては、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関や建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的、

一体的にバリアフリー化を推進することとされています。この法の趣旨を実現するために、市町村は、国が定める基本方針に基づいて、移動等円滑化促進方針、これをバリアフリーマスタープランと呼びますが、このマスタープランや、バリアフリー基本構想の作成に努めることとされており、基本構想策定後におきましては、各事業者は、具体的な事業計画を作成し事業を実施することとなっています。中段には、バリアフリー関連法の歴史を載せておりますが、大きくは、2006年、平成18年に、ハートビル法と交通バリアフリー法が一本化され、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために、バリアフリー法が施行されました。その後、平成30年のバリアフリー法の改正では、市町村がバリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設され、令和2年の法改正では、心のバリアフリーに関する事項が、マスタープランの記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして追加されています。

次に、資料の3ページになりますが、マスタープランと基本構想の位置付けについて説明いたします。マスタープラン及び基本構想は、バリアフリー法や、鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づくとともに、第11次鳥取市総合計画や、鳥取市都市計画マスタープラン等の、鳥取市の上位計画や関連計画との整合に努め、施策や、事業との連携を図りながら、バリアフリーに向けた取り組みを実施していくものとします。

引き続き、資料の4ページになりますが、マスタープランの概要について説明いたします。マスタープランは、駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を、移動等円滑化促進地区として設定しまして、面的一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、広くバリアフリーについての考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成につなげていくことをねらいとしたものです。

これまで、バリアフリー法に基づく基本構想制度によってバリアフリー化が推進されてきましたが、この基本構想の策定にあたっての課題として、具体の事業に関する調整が難航すること等が挙げられてきました。こうした中で、平成30年のバリアフリー法の改正によって、具体的な事業化の動きがない状況でも、基本構想の前段として、移動等円滑化促進地区において、バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設されました。

マスタープランを作成して、バリアフリー化の方針を示すことにより、広くバリアフリーの考え方が共有されるとともに、事業化に向けた関係者間の気運醸成が期待され、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がるものとされています。

次に、資料の5ページをご覧ください。マスタープラン作成の効果について説明いたします。

マスタープラン作成の効果については、次の5つの項目が挙げられます。

まず1点目が、当事者のまちづくりの参加です。マスタープランの作成にあたりましては、地域住民である高齢者、障がい者等の意見を反映するための措置を、講ずることが必要とされているため、当事者の参加によって、誰もが暮らしやすいまちづくりが可能となると考えられます。

2点目が、事業に関する調整の容易化です。市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、事業者に、事業化に向けた準備期間を設けることができます。

次に3点目ですが、届け出制度による交通結節点における施設間連携の推進です。駅などの旅客施設と、道路の境界等のバリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として、高齢者、障がい者等が利用できない状態となっている場合がありますが、旅客施設と道路の境界等において、改修などを行う場合には、事前に改修工事の内容を市町村に届け出ってもらうことが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができます。

次に4点目ですが、バリアフリーマップ作成等の円滑化です。マスタープランにバリアフリーマップの作成等について明記した場合、市町村の求めに応じて、各施設の管理者などは、バリアフリー化の状況について情報提供しなければならないとされているため、円滑な情報収集が可能となります。

5点目は、道路や公園等のバリアフリー化に関する交付金の重点配分です。マスタープランに位置付けられた地区におきましては、道路や公園等のバリアフリー化を図る場合、防災安全交付金や社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となります。

次に、資料の6ページをご覧ください。マスタープランに明示すべき事項についてご説明します。マスタープラン作成にあたりましては、市域全体におけるバリアフリーの現状や、課題を踏まえた上で、各種計画との整合を図りつつ、どのようなバリアフリー化を実現していくのか、可能な限り明確な目標を設定することが求められます。明示すべき事項としましては、次の点が挙げられています。

まず1点目が、移動等円滑化の促進に関する基本方針です。ここでは、マスタープランの位置付けや、計画期間、マスタープランを作成する背景や理由、移動等円滑化促進地区の特性や、バリアフリー化の基本的な考え方、また、市域全体のバリアフリー化に関する方針について記載を行います。

2点目が、移動等円滑化促進地区の位置及び区域です。ここでは、促進地区の位置、範囲と境界設定の考え方、地区の面積等について記載を行います。

3点目が、生活関連施設及び生活関連経路、並びにこれらにおける移動等円滑化の促進についてです。生活関連施設と生活関連経路を選定しまして、どのような方針で移動等円滑化を図っていくのかを記載します。ここで出てくる生活関連施設とは、駅などの旅客施設や、市役所などの官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、多くの高齢者、障がい者等が利用する施設と定義されていまして、公共、民間を問わず、様々な施設が該当します。

また、生活関連経路とは、それらの生活関連施設相互の経路のことで、施設間の移動は通常徒歩で行われることとされていまして、生活関連施設へのアクセス動線や、地区の回遊性等に配慮して選定を行います。

4点目が、移動等円滑化の促進に関する住民等の理解の増進等についてです。移動等円滑化を図るためには、施設や経路等のハード整備だけでなく、心のバリアフリーなどのソフト対策についても、一体的に実施することが効果的であるため、移動等円滑化に関する住民やその他の関係者の、理解の増進や協力の確保が果たす役割や重要性、その取り組みについて記載を行います。

5点目が、行為の届け出等に関する事項についてです。公共交通事業者や道路管理者などは、旅客施設の建設や道路の新設等にあたって、移動等円滑化の促進に支障を及ぼす恐れがある場合は、市町村に事前に届け出なければならないとされていますので、旅客施設や道路のどの部分について、届け出をしなければならないかを明確に記載します。

6点目が、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項についてです。市町村が、バリアフリーマップを作成したり、バリアフリー情報をホームページ等で公表したりする場合、市町村の求めに応じて、各施設の管理者が提供する情報について、提供すべき事項等を記載します。

7点目が、その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項。

8点目が、マスタープランの評価に関する事項です。8点目の評価に関する事項につきましては、マスタープラン作成後の、評価見直しに向けた方策を明記します。協議会の活用方法や、住民参加、住民意見の反映の方策についても記載を検討します。

以上が、マスタープランの概要説明となります。

7ページから9ページにかけては、バリアフリー基本構想についての資料となりますが、基本構想は、マスタープラン策定後に、具体的な事業計画を位置づけるものですので、本日は説明を省略させていただきます。

次に、資料の10ページ、11ページをご覧ください。資料は、マスタープランと基本構想の作成イメージとなります。

まず、マスタープランにおきまして、移動等円滑化促進地区を複数設定しまして、あわせて市全体のバリアフリー化の方針を設定いたします。その後、具体事業の調整が可能な地区におきましては、重点整備地区として基本構想を作成するという流れになります。

資料の11ページは、評価見直し後のイメージとなりますが、このページのように地域の実情に合わせた設定が可能となっています。マスタープランは、バリアフリー化の方針を示すものであって、個別具体的な課題を解消するための整備内容について定めていくものではないため、マスタープラン作成後は事業化に向けた調整を継続的に行い、具体の事業を推進することが可能な基本構想の作成に、積極的につなげていくことが重要だと考えています。

以上で、バリアフリーマスタープラン策定に伴う概要についての説明を終わります。

会長

ありがとうございました。

ご説明いただきましたけども、最後に事務局から説明があったとおり、今回のマスタープランというのは、個々の事業でどういう整備をするかとかそういう具体的なことを盛り込むものではないというところが少し難しいところです。

どういう方向・方針でやるかとか、エリアを決めるということで議論はしにくいかもしれませんが、ただ順番としては、そういう少し抽象的なレベルから土台を作っていくということです。

色々と分からないこともあったかと思いますので、こんなことは入るのとか、そういったご質問でも結構ですのでご不明な点がありましたら、挙手をいただきましてご発言いただきましたらと思います。いかがでしょうか。

委員

今回のエリアについて、鳥取市が具体的な場所や地域を決めた後協議をするのか、エリアをおおよそ想像してどの地域なのかと決めて協議をするのか、そのあたり教えていただけますでしょうか。

事務局

今のご質問は、どの地域を具体的に決めるのかどうかというところですが、まずは鳥取市域のマスタープランの方針という形と、どういったエリアにするかを含めまして、次回の会議から、鳥取市より皆様に案を提示させていただいて、ご議論していただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

委員

つまり、エリアと範囲を決めるのは、まだこれからということですか。

事務局

はい、これからです。

委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

今回、生活関連施設及び生活関連経路に関して、明記しなさいということもありますので、そういう生活関連施設が集中しているところという意味では、大体のエリアが絞れるでし

ようが、ただ一方で、こういうところでいいでしょうかというところは、事務局の案を踏まえて、みなさんで決めていくということになるのかと思います。

その他いかがでしょうか。

委員

6 ページの生活関連施設及び生活関連経路というのは、主に徒歩による移動を考えているということですが、自転車は例外になるのでしょうか。

事務局

自転車は原則車両となりますので、今のところは自転車を除外しております。補足を申しますと、自転車以外に、いわゆるシニアカーにつきましては、歩行者の扱いになりますので、色々とそういったご意見をいただきながら、何を対象にするかを含めて、また議論していきたいと思っております。

会長

おそらく、皆さんもシニアカーはご存知ですよね。スピードだと時速 5 キロ～10 キロでしょうが、非常に低速で、法的には、歩行者として取り扱われるというものでして、鳥取市も最近見かけますね。少し郊外部に行くと、シニアカーに乗って畑に行くおじいさん、おばあさんを見かけます。

他いかがでしょうか。今日は、最初なので色々分からないこと、言葉の問題でも結構です。この会議の中でバリアがあるとあまり意味がなく、バリアフリーにならないので、まずは最初ということで、色々勉強の機会ですので、いかがでしょうか。

委員

私の住んでいるところは、田舎ですので、徒歩でしたら、限られた範囲でしか移動ができません。つまり、徒歩だと行くことのできる施設等が、限られてしまいます。

距離的に言ったら、どれくらいの距離までが徒歩なのか、先ほどの自転車だったら車両だと言われるし、そうしたら、田舎だったら家から施設までほとんど離れたところにあるので、徒歩ではなく自転車等がいいと思いますが、距離的に言ったらどれくらいの範囲なのか教えていただきたいです。

事務局

今回策定するバリアフリーマスタープランにつきましては、市域全体のバリアフリーの方針を明記するとともに、移動等円滑化促進地区の設定をするということです。

ご質問があったのは、促進地区における生活関連経路に関連するお話かと思いますが、基

本的に、促進地区に設定する場合には、生活関連施設が3つ以上含まれているということが条件とされていますので、そういったものが近くにあるところが基本的にはエリアに指定するということとなります。一方、地方部においては、そのエリアを設定ということがなかなか難しいというところはあるかと思えます。資料の4ページの図にありますが、生活関連施設が3つ以上付近にない場合においては、促進地区を設定するのではなくて市域全体の方針に沿ってバリアフリー化を推進していくような考え方になると思います。

委員

マスタープランを今後作るという取り組みですが、先ほど会長からご説明がありました。社会全体を変えてバリアフリーを進めていくということで、全体的に建物とか道路とか、そういう物理的なバリアフリーを変えるという風に思われます。しかし、先ほど会長挨拶の中に、情報アクセスとか、そういう物理ではない部分についてもマスタープランにきちんと盛り込んでいかなければならないと感じています。

私たちの協会は、やはり視覚的な情報が必要になり、物理も併せてですが、視覚的な情報も得られるようなマスタープランというものをきちんと作っていかねばいけないと感じています。例えば、災害等の緊急時に建物内にいる場合、サイレンが鳴るとか、緊急放送が鳴るといった場面において私たちは、その情報が全く入ってきません。その場合、大変困ることになります。そのため、そういう緊急時の情報や情報アクセスについて誰でも同等に得られるように、マスタープランの策定に盛り込むことが必要だと考えています。

会長

非常に大事なご意見だったと思います。私もマスタープランの中にそういったものも入ってくると考えていますが、事務局の見解をお願いします。

事務局

先ほどのご質問でございますが、おっしゃるとおりで、心のバリアフリーというものが、当然、マスタープランの中に入ってまいります。これは、市域全体で物理的な構造的な話だけではなく、それぞれ市民お一人お一人が、周りの方々に勇気を出してコミュニケーションを取れるようにといったような人権啓発であったり、情操教育であったり、そういったものを、バリアフリーマスタープランの中に、どのようにやっていくのかということも、もちろん盛り込んでいく必要があると考えています。

また、先ほどおっしゃられたとおり災害時に、建物や車内アナウンスがあったとしても、耳の不自由な方になりますと、スマホ等の情報機材・アイテムはありますが、アナウンスが確認できず、何が起きているのか分からない状況があると思います。これは、災害時の避難所でも同じことが言えると思います。そういった場合にコミュニケーションをすぐ取れるような情操教育を子どもの頃から、大人になってもですが、そういった道徳的な部分や優し

さをといった部分を踏まえた上での心のバリアフリーは非常に大切だと思っておりますので、このマスタープランでも当然取り組んでいきたいと考えております。

委員

確かにおっしゃられるところも本当に大事な部分だと理解していますが、私がお伝えしたかったところと若干ずれているような感覚は受けていまして、マスタープラン作成において、建物とか道路とか円滑化に向けて何かつくる時には、視覚的な情報を得られるものを設置するとか、目で見ても情報が得られるようなものを構造上に何かつくるということ、マスタープランの中に盛り込んだ方がよいということで意見を出させてもらいました。

会長

心のバリアフリーも大事ですけれども、今回のご質問は情報提供についてですね。ですから、そういう障がいをお持ちの方もそうですし、よく言われます外国人とかでも、どこに何があるのかという、そういうことが分かるような対策をとるといことも、この中の重要な論点ではないですかということですので、そこは今一度事務局としていかがでしょうか。

事務局

先ほど、少しソフトの話をしましたけれども、いわゆる公共サイン的なものとか、施設がどこに何かというものが分かるようなピクトサインであったりとか、目で見てもすぐ分かるようにというものということだと思いますので、そういったものについても、マスタープランの中で取り組んでまいりたいと思います。

委員

はっきりと見て情報が得られるような何かそういうものを作ってもらおうというあたりについては、今後協議になってくるかと思いますが、聞こえない人にも配慮をいただける、そういうマスタープランの策定を望みたいと思います。

事務局

分かりました。

委員

2点お伝えしたいことがありまして、1点目は、旅客施設を中心とする地区を設定して連携していくとありますが、実際、市民がそんなに旅客施設について利用する機会があるのかなと思います。通勤とか通学では使うかもしれませんが、実際、子どもたちが利用する場合となったら、あまり関係がない感じがして、重点にする意味が分からないというか、普段の生活に子供たちにとっては、恩恵がない気がします。

2点目は、高齢者や障がい者等が利用する施設が集まった地区というのは、幼稚園・保育園・小学校等も含まれるということでしょうか。

事務局

今のご質問ですが、1点目の方につきましては、子どもさんに直接関係することと言われると、心のバリアフリーというところになりますとか、実際に、普段の生活経路の中でも、重点地区ではなくても、市域全体での方針の中で、安心安全に向かうための考え方を持っているということを前提にしておりますので、そこを含めてまいりたいと思っています。

そして、2点目に繋がることですが、もちろん地区の中には幼稚園だったり、小学校だったり、学校施設、また通学経路も併せて考えていかなければと考えておりますので、また、次回以降の会議でもそういった意見をいただければ、よろしいかと思っています。

会長

子育ての関連でいくと、こういうところをバリアフリーにしてほしいとか意見を言っていたら、「ああ、そうなのか」という風に、区域設定の仕方を考え直さないといけないというのはあろうかと思いますが、実態は、車で送迎されている方が多いということなのではないでしょうか。子供たちが駅を使わないという暗黙の前提はそういうことなのではないでしょうか。

委員

子どもが徒歩で歩ける幼稚園とか保育園は、保護者の管理下なのでいいのですけれども、例えば、小学生が雪道(通学路)を歩く時、除雪した雪が通学路に山になってしまい、そのバリアを誰がなくていくのか等、そういう色んなバリアがいっぱいあって、普通の生活ではなかったバリアが、急にバリアになって出てきたりとか、そういうことを子どもたちは意識します。

その他、子どもが公園で遊ぶ場合ですと、今は公園でボールを使って遊ぶことができないところが多いです。しかし、学校に行ったら体力測定でボール投げがあり、成績が低いと言われることがあります。そのような、子どもにとってのバリア、特に遊びのバリアがすごく増えていると思います。また、先日新聞報道にもありましたけれども、横断歩道で車が止まらないとか、ベビーカーでバスに乗ろうと思っても、バス停が道路近くにある場合、バスに乗り降りの際に時間がかかると、バスの後ろに車が止まってしまうとかがあり申し訳ない気持ちになってしまう。そういうのがあると、バス等をちょっと使いにくいとか、本当ちょっとしたことなのですけれども、そういうところを考えることにより、利用者も余裕をもって、ベビーカーでバスに乗って行けるかなど。

県のハートフルの条例が出来た時もありたいなと思いましたが、それもまたそれで、この前新聞報道でもありましたように、色々問題もあるのかもしれませんが、心のバリアフリーにかかわってくる内容かと思えますけど、子どもが車から乗り降りをする際に、車のド

アを開け、子どものベビーカーのベルトを外している間に、後ろにいる人が早くしろよ的なオーラを出してくるだとか、そういうのがあるとやっぱり気を使ってしまう。最近は少ないですけど、駐車スペースを広くとってある駐車場が増えるといいなとか、みんなの車が、スライドドアではないので、心のバリアフリーというか、待ってくださる大人の方が、そういう指導ではないですけど、人に寄り添える地域になったら嬉しいかなと思います。

会長

ありがとうございます。心のバリアフリーという、その言葉だけだと、みなさん「そうだ、そうだ」と言いますが、具体的に何をどう配慮すればいいのかというのは、こういう意見を聞かないと分からないという部分もありますので、非常にいいことを言っていたなと思っています。最初の雪かきは、少し難しいといいますが、そこまですると、具体的に人手がとかいう話になって悩ましいのですけれども、でも、おっしゃられたようなことですよね。どういう移動したとき、誰がどういうバリアを感じているのかをきちんと把握して、どういう方向で望もうかというのが、まさにマスタープランなのですかね。それが、必要な視点になってきますので、このような意見は非常にありがたいと思っています。余談ですけども、外国等にはスクールバスがあって、アメリカかどうか覚えていませんが、スクールバスが止まっている時に追い抜かしたら交通違反になります。外国には、それくらいすごく意識されているところもあります。日本でそれが出来るとは思いませんが、少なくとも心のバリアフリーはですね、先ほど言われた横断歩道を渡れないとかはもってのほかだと思いますので、そういう啓発活動をしていきたいと思いますというのは非常に大事な話だと私は思っています。ありがとうございます。

委員

私の場合は、移動手段というかタクシー・ハイヤーを扱っているのですが、先ほど言われていたことに関連してお話すると、障がい者の方だと NV200 といって、後ろからそのまま車イスで乗せられる仕組みを作っていたりですか、JPX といって、ちょっと使いにくいですが、福祉については、スライドドアで、お客様が乗りやすいようにしていくことを考えているのですけれども、それについては投資も必要ですし、なかなかすぐすぐには出来ないということもあるのですが、ちょっと私が不安に思ったのは、マスタープランの中で可能な限り明確な目標を設定していくということが書いてありますが、先ほどからお話を聞いていると、本当にバリアフリーって、ここの明示すべき 8 項目以外にも色んなこと・項目が出来ていると思います。ですから、鳥取市としては、どういった形で、明確な KPI というか指標を立てていくのか、ある程度ゴールをどこへ持っていくのか、ここに対してすごい力を入れていくとか、先ほど障がい者も視認性のあるどこかにいきたいとなったらここを見ればすぐ行けられるとか、それに伴った移動施設、移動用の車両とか色んなものが対応できるようになっているとか示していけるのでしょうか。今、交通政策でも Maas といってモビリティ

で、色んな形で一体的に流れるように目的地に行けるような形をつくらうとしていますけれども、このマスタープランがどういった形で明確な目標をどこまで持っていった、作り上げていくのか、鳥取市をそういったバリアフリーの地域に作り上げていくのか、なかなか説明を聞いていてもイメージが湧かないので、もし具体的に何かあれば教えていただければと思います。

事務局

マスタープランの目標についてですが、おっしゃるとおりで、何でも目標を挙げればできるかと言われたらそうでもありません。概ねですがマスタープランやこの後策定する基本構想という流れの中で、方針としてはまず将来に向けて時間をかけてやっていきたいと思いますというのが、まず第1項目になると思います。その次に、マスタープランや基本構想も概ね5年に1回を目途に見直していくということもありますので、なるべく、まず確実に手が届く、やれそうなものといったところを目標にしていきたいなという考えはあります。ただ、先ほどおっしゃられたとおりで、交通の話もあれば、道路の管理の話もありますし、その他ハードで言えば、商業施設、もちろん小学校・中学校・幼稚園、これに高校も含まれたり、大学も入って来たりしますが、それだけではなくて、生活関連経路の中の1つには、やはりJRから観光の場所に移動するとか、そういったものもあります。それぞれ、そういったものを全体的に統一した考え方の中で、どういったことを目的・目標にするかということをご提案させていただき、本日お集まりの皆様・関係機関の所へ個々にヒアリングに伺いたいと思っておりますので、様々なご意見を伺った中で、案としていかがでしょうかということをご提示できればと考えております。今の段階でどうということはないかなかなか申し上げにくいのですが、そういう形で進めていければいいかなと考えております。

会長

ありがとうございました。ここで、みなさんと協議されることとなると思いますが、やはり、実際に使われる障がい者の方、高齢者の方、子どもさんとか、すべての方が、本当に使いやすいまちだと思えるようなマスタープランというか、それをさらに具体的に構想を練っていったらと思うので、是非よろしくをお願いします。

委員

2点ばかり、ご意見させていただきたいと思います。まず、1点目は、先ほどシニアカーの件が出ておりましたけれども、シニアカーというのは、いわゆる電動車イスと同じ扱いになりますから、歩行者という形になるのですけれども、法律というか、日本の規格では、一応スピードが時速6キロまでという風に規定されていると思います。ところが最近、アマゾンなんかで調べますと、規格外といいますか、よく外国製のものが最高時速が15キロとか20キロ出るようなシニアカーというのがあるようです。それで値段も、日本の場合、大体

30万円前後くらいからありますが、その外国製だったら10万円前後で売られているわけです。先ほど言ったように、スピードが時速15キロとか20キロとか出るようなのは、規格に合わないのではないかと、そういうスピードのもので歩道なんか通られたら危なくてしょうがないのではないかと思いますので、そこらへんを、ぜひ今日交通関係の方も来ておられるようですけれども、確認していただけたらという風に思います。

2点目のエリアのことについてですが、私は昨年7月まで、具体的に言いますけれども、里仁田園クリニック近くの小規模多機能施設の暖の里というところに、3年ばかり務めており、毎日バスで通っていました。世紀団地というバス停だったと思いますが、そこから降りたところが人の家の敷地に入ってしまうような場所でしたし、バスを降りてから、私の勤める施設に行くまでの歩道が、斜めになっていたり、真っ直ぐ歩こうとしたら、なんか曲がってしまったり、車イスだったら、たぶん、傾いてしまうのではないかなと思うような歩道になっています。それから、あの地域周辺は、医療関係の色々な施設があるわけです。それこそ半径50メートル以内のところに、耳鼻科があり、皮膚科があり、田園クリニックがあり、私が勤めていたところがあり、それから高齢者の入居施設が2つほどあると、こういう風に色んな施設が5つ、6つあるのにも関わらず、確かに施設の敷地に入れば、誘導ブロックなり、点字ブロックがしてありますが、バス停から目的の場所に行くまでに誘導ブロックもないし、ましてや、道路がきちんと整備されていません。今後は、ある程度エリアを決めた場合には、最寄りのバス停から目的地に行くようなところの誘導ブロックなんかも設置していただけたら、ありがたいかなと思います。以上です。

事務局

シニアカーのことに関しては、なかなか事務局としても答えにくいのですが、後半の道路の件につきましては、毎年1回、聴覚・視覚障がい者の方々と福祉部の方で現地をパトロールしたりというのがあるかと思いますが、おっしゃっていただいた里仁のエリア、この部分につきましては、道路担当の部署にも話をしておきますので、現実的に、マスタープラン、それから基本構想で、エリアを組む中で、他にもそういった場所があるかと思いますが、また、そういったところを、ここもそうじゃないか、あそこもそうじゃないか、といったことを情報提供いただければ、計画として盛り込んでまいりたいと思いますので、ご意見をいただければと思います。

会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

今日は11時半までと聞いておりましたので、ご都合がある方もいらっしゃるかと思います。もう1件くらいありましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。おそらくは、まだご意見というか、思いがある方もいらっしゃるかと思いますので、この会議が終わった後にも、事務局の方にご意見いただければ、こういった視点もあるだとか、いい計画

のための材料になりますので、ぜひ事務局の方へお寄せいただければと思います。

実は、どこまでが範囲で、どこまで具体的にというのは、私も危惧しているところであります。また、一方でこのマスタープランを作っている自治体というのはそんな多くありません。だから、策定には少し試行錯誤があると思いますし、先ほどの質問も基本的にはそういうご懸念かと思いますが、そこは進みながら考えていくということにならざるを得ないかなと思っていますので、世の中的には、まだ先進的な取り組みだということでご理解いただければありがたいなと思います。

続きまして、議事の(2)スケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料の2を受けまして、策定スケジュールについて説明させていただきます。

バリアフリーマスタープランの策定につきましては、令和3年度と4年度の2ヵ年で行う予定としております。

本日、第1回協議会后、市の現況と関連施策を整理すると同時に、参考資料としてお配りしていますが、市民のバリアフリーに対する意識や、利用する施設等の現状を調査するための市民アンケートの実施と、関係団体等へのヒアリングを行う予定としています。

また、資料の中には記載は行っていないですが、本協議会の開催前には、庁内の方針や、資料作成について検討を行うための庁内連絡会議を開催し、庁内でまとめてから、本協議会に諮ることとします。

今回は、第2回協議会を令和4年2月上旬に開催させていただき予定として、市民アンケート結果の報告と、鳥取市バリアフリーマスタープラン中間案としまして、現状と課題や基本方針、移動等円滑化促進地区の設定等について整理しまして、議題とさせていただきたいと考えております。

令和4年度には、9月ごろに鳥取市バリアフリーマスタープランの素案を議題として、第3回協議会を開催させていただきたいと考えています。

その後、11月頃には、パブリックコメントを実施して、広く市民の意見を募集する予定としています。

12月には、第4回協議会を開催し、パブリックコメントの結果の報告と、バリアフリーマスタープランの最終案、スケジュール等を議題として考えています。

その後、最終的な取りまとめを行いまして、令和4年度末には、バリアフリーマスタープランの公表を行いたいと考えています。

また、令和5年度からは、バリアフリー基本構想の策定に取り組む予定としております。以上です。

会長

ありがとうございました。

スケジュール案につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

委員

アンケートをやられるということで、配布資料についてですが、1 ページ目と2 ページ目に、鉄道駅関連のアンケートになっております。質問ということではありませんが、このアンケートに必要な基本的なデータ等が入用であれば、提供する用意がございますので、例えば、駅の利用の状況だとか、広場の管理だとか、ホームの高さ・幅だとか、色んなことがあろうかと思えます。そういったことで、鉄道特有のデータが必要ということであれば、協力させていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。

このアンケートについて、申し訳ないのですが、すでに発送させていただいておまして、昨日・今日あたりで抽出された方のお宅には届いているという頃だと思えます。

もちろん、このアンケートだけでは、なかなか調査しきれないものもございますので、JR さんもそうですし、バスさんとか、タクシーの協会さんとか同様に、これから進めていく中で、データ等ご協力いただければと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

会長

非常にありがたいご意見です。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員

アンケートのことや、今後のことでお願いがありますが、心のバリアフリーの4 ページのところの問 11 について、“高齢者や障がい者等の交流の場の創出”とあります。“等“のところに、援助がいるとかコミュニケーションを取らないといけないと心に置かれる方もたぶんいらっしゃるかと思えますけれども、この中に幼児とかそういう言葉を入れていただけたらと思えます。障がい者の方と高齢者の方には手助けするけど、幼児はしてくれないというようなイメージがあって、今後入れていただけたら、ありがたいなと思えます。

事務局

ありがとうございます。非常に行政的な言葉で配慮が足らなくて申し訳ございません。

今後、ご意見いただいたとおりに考えております。また、それ以外のことでも、個別でヒアリング等させたいと思っておりますので、他にもこういった方があれば教えていただければと思えます。

あと、先ほどの説明の中でアンケートのことを申し上げましたが、アンケートにつきましては、市民抽出をいたしまして、約 2000 名の方にアンケートを配布している状況でございます。以上でございます。

委員

ついでにヒアリングもどういったところを考えられているのか、さっきお話があったかもしれませんが、今一度確認のため教えてください。

事務局

ヒアリングにつきましては、各種障がい者協会さん、交通事業者さん、その他、今回参加していただいている団体の方々にヒアリングを行いたいと考えております。

会長

もしこういうところにもヒアリングに行った方がいいのではないかとということがありましたら、後日でも結構ですので、事務局の方へお届けいただければと思います。他よろしいでしょうか。

委員

もうすでにアンケートは発送されたということなのですが、この抽出された 2,000 人には送られたということですが、これは、個人を特定して送付されたということでしょうか？また、回収はいつ頃をご予定ですか。

事務局

アンケートにつきましては、先ほど 2,000 名と説明させていただきましたが、無作為に抽出作業を行った 2,000 名の個人を対象として、送付をさせていただいております。回収につきましては、12 月中旬を目途に、締切りをさせていただいているところです。

会長

ありがとうございました。

特にないようでしたら、議事にはありませんが、その他、せっかくですので、ご発言ある委員の方がいらっしゃいますでしょうか。

委員

鳥取市の市民体育館の件ですけれども、完成予定が3年後になるのでしょうか、実はこの体育館の関係で、私たち視覚障がい者の方に色々相談したいということがありまして、先般、体育館の関係の方々とお話しさせていただく、機会がありました。

一応その時には、まず音声ガイド案内については、日常生活用具にもなっているシグナルエイドに対応した機種を取り付けていただきたいということをお願いしております。そこで、1番問題になったのが、正式な玄関が2階になり、1階が駐車場、2階が玄関になるということなのですけれども、バス停から体育館の玄関(2階)まで、スロープができるということですが、そのスロープが割と長いスロープで、スロープの斜面の部分と、踊り場のような平坦な部分があるようです。少しスロープ上がって、平坦なところを通過して、また少しスロープがあるというような形の建物になるようです。それで、もちろん誘導ブロックは付けていただきますが、斜面になっている部分と平坦な部分(踊り場)との境目に警告ブロックというのが付けられるようです。実は我々、視覚障がい者の中でも意見が分かれたところですが、その境目に警告ブロックは必要無いのではないかと、返って判別が紛らわしくなって不安になるので、むしろ、警告ブロックを無しにして、そのまま誘導ブロックを延長してもらった方が、分かりやすく歩きやすいというようなことで、お話しさせていただきました。

ところが、建築関係の方に言われたのは、県の方の条例でそういうふうになっていると言われまして、まずは、県の方の条例が近々変わると思うので、その時に変えてもらえば、そのようにしますということだったのですけれども、今の段階では、県の条例に従って、警告ブロックを付けさせていただきますということで、勝手にはなかなか、変えられないということですので、その手続きも大変だということで、今の段階では、こういう風にさせていただくということだったのですけれども、その辺は県と市の方で話し合っていて、従来通りでいくのか、改正するのかというところを、また検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長

個別の話ですので、市と県の方でまた話をさせていただいて、確認していただけたらと思います。ありがとうございました。

特にございませんでしょうか。

では、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局

会長ありがとうございました。

皆様のご協力いただき、スムーズに進行していただき、本当にありがとうございました。

本日の協議会につきましては、議事録を作成し、発言内容等を会長、副会長に確認してい

ただいた上で、市のホームページに掲載することとしております。

それでは最後に、鳥取市都市整備部長の岡よりごあいさつさせていただきます。

事務局

都市整備部長の岡です。

事務局を代表して挨拶をさせていただきたいと思います。

鳥取市バリアフリーマスタープランということで、少し範囲や内容がわかりにくいものではありましたが、谷本会長初め委員の皆様から、率直な、貴重なご意見を伺えましたことを大変感謝しております。

本市はこれから策定に取り組みますこのマスタープラン、これは市民や来訪者のバリアフリーのニーズをいかに掘り起こして、それをどう解消していくかというようなことを、取りまとめる、ソフトハード両面のバリアフリーを実施して、誰にでもやさしいまちを目指していくという取り組みがあるものです。

バリアフリーマスタープランは、全国的に今年の3月までで11市区のまちが作っておられ、まだまだ新しい計画となっているところで、事務局もまだ手探りというようなところもありますので、皆さんの専門的な知見を、伺いながら取りまとめていきたいと思っております。

また大所帯の協議会ですので、どのように議論を取りまとめて運営していくのかということは、コロナ禍ということもありますので、工夫しながらやっていきたいと思っておりますし、策定スケジュールにつきましても、これはまだざっくりとしたようなスケジュールですので、この協議会の中に、ヒアリングであるとかまち歩きであるとか、色々なものが入ってくると思っておりますので、またご相談させていただきながら、今年と来年の2ヵ年をかけて、取りまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは本日の会議をこれで閉会といたします。

ありがとうございました。

事務局

これもちまして、第1回鳥取市移動等円滑化協議会を閉会といたします。

本日はお忙しいところご出席いただき本当にありがとうございました。